



# ⑥ 給与支払報告書（個人別明細書）の記載上の注意



## ① 住所欄 必ず記載してください。

給与受給者の令和6年1月1日（中途退職者は退職時）現在の住所（本人確認のうえ、番地・方書まで詳細に。）  
**\*本市居住者のみ提出のこと。**

## ④ 摘要欄

- 5人目以降の控除対象扶養親族（または16歳未満の扶養親族）の氏名  
※16歳未満の扶養親族は氏名の後に(年少)と記載
- 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者・特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には配偶者氏名  
※氏名の後に(同配)と記載
- 前職情報  
前職（他社）分の給与等を合算して年末調整を行っている場合は、**二重合算を防ぐため**、必ずその支払者名、所在地、退職日、給与支払額、社会保険料額、源泉徴収税額  
**\*前職情報の記載がない場合は、他社支払分を含んでいないものとして取り扱います。**
- 乙欄該当者の方で特別徴収可能な方は「特別徴収」と記載
- 普通徴収理由書の理由により特別徴収できない場合は、理由の略号(A~D)を記載
- 所得金額調整控除の適用がある場合  
※氏名の後に(調整)と記載  
※対象者の名前が扶養親族欄に記載されている場合は記載を省略できます。

## ⑦(源泉・特別)控除対象配偶者・扶養親族記入欄

配偶者控除・配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族の氏名及びマイナンバー  
※5人以上の控除対象扶養親族（または16歳未満の扶養親族）がある場合は、「右端の5人目以降・・・」内に、「摘要」欄記載の者のマイナンバー

## ⑨本人該当事項

給与受給者本人が該当する事項があれば○印

6	※	※種別	※整理番号	※
給 与 支 払 報 告 書 （ 個 人 別 明 細 書 ）	支払を受ける者	住所 長崎県佐世保市八幡町1番10号	(受給者番号) (個人番号) 1111 2222 3333 (役職名) 営業課長 (フリガナ) サセボ タロウ 氏名 佐世保 太郎	
	種別	支払金額 給与・賞与 6,500,000 円	給与所得控除後の金額 (調整控除後) 4,760,000 円	所得控除の額の合計額 4,103,000 円
	源泉控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額 380,000 円	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 老人 1 人 1 人 1 人 16歳未満扶養親族 4 人 障害者の数 (本人を除く) 1 人	源泉徴収税額 0 円
	社会保険料等の金額 420,000 円	生命保険料の控除額 93,000 円	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額 32,850 円
	(摘要) (1) 佐世保 四郎 前職 高砂商店 佐世保市新港町6-1 R5.5.31退職 (2) 佐世保 百合 (支払金額) 1,800,000円 (社会保険料額) 125,000円 (源泉徴収) 30,014円			
	新生命保険料の金額 120,000 円	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額 72,000 円
	住宅借入金等特別控除の額 200,000 円	住宅借入金等特別控除の適用期間 27年10月1日	住宅借入金等特別控除の額 20,000,000 円	旧個人年金保険料の金額
	フリガナ サセボ ハナコ 氏名 佐世保 花子 個人番号 2222 3333 4444	配偶者の合計所得 420,000 円	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
	フリガナ サセボ シロウ 氏名 佐世保 次郎 個人番号 3333 4444 5555		基礎控除の額	所得金額調整控除額
	フリガナ サセボ サブロー 氏名 佐世保 三郎 個人番号 4444 5555 6666			
	フリガナ サセボ ツキコ 氏名 佐世保 月子 個人番号 9999 8888 7777			
	フリガナ サセボ ユキコ 氏名 佐世保 雪子 個人番号 6666 7777 8888			
	フリガナ サセボ ミスキ 氏名 佐世保 瑞樹 個人番号 5555 6666 7777			
	中途就・退職欄 就職 退職 年 月 日 ○ 5 6 1 昭和 45 10 1	受給者生年月日 元号 年 月 日 昭和 45 10 1		
	個人番号又は法人番号 12345 6789 0123	住所(居所)又は所在地 佐世保市八幡町1番10号×ガーデンビル2階		
	氏名又は名称 株式会社 SASEBO	電話 0956-xx-xxxx		

## ②個人番号欄

給与受給者のマイナンバー

## ③氏名欄

氏名及び役職名・職務の名称  
氏名・フリガナは必ず記載

## ⑤生命保険料の金額の内訳

「保険料控除申告書」より該当する欄へ内訳  
※控除額ではなく支払額を記入のこと。

## ⑥住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除の適用がある場合、居住開始年月日・住宅借入金等特別控除可能額など

## ⑧配偶者の合計所得ほか

- 配偶者の合計所得  
配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けた場合、配偶者の前年中の合計所得金額  
※収入額ではありません。
- 国民年金保険料等の金額  
社会保険料控除のうち、国民年金保険料等の金額
- 旧長期損害保険料の金額  
地震保険料控除のうち、旧長期損害保険料支払額
- 基礎控除の額  
合計所得金額の見積額が2,400万円以下の場合に記載不要
- 所得金額調整控除  
適用がある場合

## ⑩生年月日 必ず記載してください。

元号は漢字で

## ⑩中途就・退職欄

令和5年中に中途就職又は退職の場合は、いずれかの欄に○印をつけ、その年月日を記載  
※退職者でも記載がないと、在職扱いとなり特別徴収となります。  
※同一年に就職・退職した場合は退職日のみ。

※上記のほか記載要領については、国税庁「令和5年分 年末調整のしかた」及び「令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。(国税庁のHPからダウンロードが可能です)

※eLTAXのご利用については右記QRコード(eLTAXホームページ動画コーナー)をご参照ください。

eLTAXにて給与支払報告書を提出された事業者様で、令和6年度特別徴収決定通知の受取方法を「電子データ」と選択された場合、書面による通知書は送付いたしません。

